

## よこはま緑の推進団体優秀活動表彰審査会要領

### (目的)

第1条 この要領は、よこはま緑の推進団体優秀活動表彰要綱の第5条の規定に基づき、審査会の組織および運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 委員会は委員長及び委員若干名で構成する。

- 2 委員は、よこはま緑の推進団体連絡協議会会長と公益財団法人横浜市緑の協会理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 審査会に委員長を置き、委員の互選により、選出する。
- 5 委員へは、謝礼を添えることが出来る。

### (審査会の開催等)

第3条 審査会は委員長が召集する。

- 2 委員長は審査会の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 4 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

### (審査基準)

第4条 審査基準は、別表に定める。

- 2 最優秀活動賞および優秀活動賞の授与数は、最終応募数に鑑みて予め決定する。

### (意見の聴取等)

第5条 審査会は、審査等のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または必要な調査をすることができる。

### (庶務)

第6条 審査会の庶務は、公益財団法人横浜市緑の協会管理課こども植物園において処理する。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は、平成25年12月18日に施行する。

この要領は、平成29年4月1日に施行する。

この要領は、平成30年5月17日に施行する。

別表

第1次選考された団体※に対し、次の基準に基づき審査を行う。

評価視点			点数
活動成果	1	花壇の整備状況(質)	総合で判断 0~40点
活動状況	2	活動場所・住所	総合で判断 A:25点 B:15点 C:05点
	3	活動人数	
	4	活動日	
	5	活動面積	
	6	活動年数	
	7	年間活動日数	
	8	月1回以上の活動を継続して行っている期間	
	9	作業1回あたりの人数	
	10	今までの報道等の実績	
活動の広がり	11	活動	総合で判断 A:25点 B:15点 C:05点
		(1)活動で工夫しているか	
		(2)市民へ周知されているか	
		(3)地域(学校等)と連携しているか	
		(4)研修会、勉強会等を実施しているか	
		(5)区連絡会と連携しているか	
		(6)区推進リーダーと連携しているか	
(7)緑の協会に協力しているか			
その他	12	その他特記すべきこと	0~10点

※第1次選考は、推薦のあった団体に対し、各区連絡会およびよこはま花と緑の推進リーダーにより行う。